

令和3年度 特定項目監査

「リース契約について」



東京都板橋区監査委員告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、令和 3 年度特定項目監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、この監査について、令和 3 年 5 月 20 日までは、なんば英一前監査委員及び高沢一基前監査委員が関与し、令和 3 年 5 月 21 日からは、吉田豊明監査委員及び大野治彦監査委員が関与した。

令和 4 年 4 月 2 7 日

東京都板橋区監査委員	菊 地 裕 之
同	吉 田 伸 江
同	吉 田 豊 明
同	大 野 治 彦

目次

第 1	監査実施概要	1
1	監査の種類.....	1
2	監査テーマ.....	1
3	監査テーマ設定の趣旨	1
4	監査の着眼点.....	1
5	監査対象及び監査方法	1
6	監査実施期間.....	1
第 2	監査結果	2
1	リース契約の状況.....	2
2	リース契約において、予定価格の積算は適切に行われているか。 .	5
3	リース契約において、競争性、公正性は確保されているか。	7
第 3	総括意見	8

第1 監査実施概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

2 監査テーマ

「リース契約について」

3 監査テーマ設定の趣旨

経済的な物品調達の方法として、リース契約の活用は欠かせないものとなっている。

そこで、令和3年度の特定項目監査は、各課がリース契約により調達した事案について、リース契約のための積算は適切か、競争性、公正性は確保されているかの観点から監査を実施した。

ただし、情報処理システムのリース契約については、高い専門性を有し、定期監査と同時に短時間で監査を行うのは困難なため、今回の監査からは除外した。

4 監査の着眼点

- (1) リース契約において、予定価格の積算は適切に行われているか。
- (2) リース契約において、競争性、公正性は確保されているか。

5 監査対象及び監査方法

- (1) 監査対象とするリース契約は、令和2年度中に行われたリース契約のうち、高い専門性を有する情報処理システムのリース契約を除く契約を対象とした。
- (2) 監査は、令和3年度の定期監査対象のうちリース契約を行っている部署を対象とし、定期監査に合わせて監査委員による聴取を行った。
- (3) 区の契約事務を統括する総務部契約管財課に対し、令和4年1月31日(月)に聴取を行った。

6 監査実施期間

令和3年4月1日(木)から令和4年4月27日(水)まで

第2 監査結果

1 リース契約の状況

リース契約は、リース会社が売主（メーカー・ディーラー）から購入した機械設備等を借主（ユーザー）に長期間使用させ、借主がその対価としてリース料の支払いをする契約で、一括購入することと比べ初期費用が安価に納まることや負担の平準化など、経済的な物品調達の方法の一つである。

令和2年度における各部のリース契約（長期継続契約）件数及び契約内容は、表1^{※1}のとおりである。

表1 令和2年度における各部のリース契約件数及び契約内容 単位：件

	リース 契約件数	契約内容		
		情報処理機器 ^{※2}	事務用機器、 電子複写機等 ^{※3}	その他
政策経営部	26	24	2	0
総務部	31	3	28	0
危機管理室	6	5	1	0
区民文化部	26	7	18	1
産業経済部	7	1	6	0
健康生きがい部(保健所)	31	3	27	1
福祉部	18	4	14	0
子ども家庭部	22	3	19	0
資源環境部	55	4	50	1
都市整備部	11	1	10	0
土木部	26	4	22	0
会計管理室	0	—	—	—
教育委員会事務局	94	42	44	8
選挙管理委員会事務局	1	1	0	0
農業委員会事務局	1	1	0	0
監査委員事務局	0	—	—	—
区議会事務局	6	5	1	0
計	361	108	242	11

※1：監査対象各所管課から提出された調書をもとに監査委員事務局で集計。以降の表も同じ。

※2：情報処理機器を対象とするリース契約のうち、システム開発を伴う情報処理システム（ソフトウェア）は含まず、アプリケーションソフトは含むリース契約。

※3：情報処理システム関連以外の物件（事務用機器、電子複写機等）のリース契約。

また、令和2年度における各部の再リース契約件数及び再リース1件についての再契約回数は、表2のとおりである。

表2

令和2年度における各部の再リース契約件数及び再リース1件についての再契約回数
単位：件

	再リース 契約件数	再リース1件についての再契約回数						
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	不明
政策経営部	20	12	5	1	0	0	2	0
総務部	17	7	4	3	1	0	2	0
危機管理室	1	1	0	0	0	0	0	0
区民文化部	25	5	4	3	5	2	6	0
産業経済部	3	1	1	0	1	0	0	0
健康生きがい部(保健所)	23	10	3	2	2	0	6	0
福祉部	4	4	0	0	0	0	0	0
子ども家庭部	8	1	2	1	2	1	1	0
資源環境部	48	19	15	10	2	0	2	0
都市整備部	7	3	1	0	1	0	1	1
土木部	31	10	7	8	3	0	3	0
会計管理室	0	—	—	—	—	—	—	—
教育委員会事務局	56	17	7	2	3	4	22	1
選挙管理委員会事務局	0	—	—	—	—	—	—	—
農業委員会事務局	0	—	—	—	—	—	—	—
監査委員事務局	0	—	—	—	—	—	—	—
区議会事務局	2	0	0	0	0	1	1	0
計	245	90	49	30	20	8	46	2

当初リース契約期間終了後、同一物件の再リースを繰り返している状況が見受けられた。

再リースを採用した理由の調査回答では、「特に使用上問題がなく、財政上負担の少ない再リースを選択した。」という理由から再リースを選択している例が最も多かった。

各部の再リース契約 245 件のうち、当初リース契約期間終了後、同一物件を再リース契約するにあたり、再リース契約以外の調達方法を検討せず同一物件を再リースした事案は 31 件、12.65%であった。

所管課へのヒアリングにおいて、1年更新の再リース契約を繰り返すことにより、結果として一括購入した場合に比べ過大な支出にならないか、また、古い機器を使用し続けることによる事務の非効率化がないかなど、検討が十分になされず、再リース契約されている例が見受けられた。

2 リース契約において、予定価格の積算は適切に行われているか。

契約管財課は、リース契約における予定価格を設定するにあたり、各所管課がリース事業者から徴取した下見積りを基に作成する支出予定金額を参考にしている。

各所管課による支出予定金額の見積では、契約案件により仕様内容に本体機器の搬入・設置・搬出・保守費用等をリース料に含む場合と含まない場合がある。

令和2年度における各部のリース契約（長期継続契約）の支出予定金額の積算方法は、表3のとおりである。

表3 令和2年度における各部のリース契約（長期継続契約）の支出予定金額の積算方法

単位：件

	合計	契約事業者からの下見積	契約事業者及び契約事業者以外からの複数下見積	同種の契約実績から積算	過去の契約実績から積算	カタログ定価等からの積算	その他
政策経営部	26	11	2	1	0	0	12
総務部	31	11	14	0	3	0	3
危機管理室	6	0	6	0	0	0	0
区民文化部	26	17	8	0	1	0	0
産業経済部	7	4	3	0	0	0	0
健康生きがい部（保健所）	31	23	6	0	0	2	0
福祉部	18	16	2	0	0	0	0
子ども家庭部	22	5	17	0	0	0	0
資源環境部	55	51	1	0	0	0	3
都市整備部	11	9	0	1	0	0	1
土木部	26	21	2	3	0	0	0
会計管理室	0	—	—	—	—	—	—
教育委員会事務局	94	59	21	1	1	0	12
選挙管理委員会事務局	1	1	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	1	1	0	0	0	0	0
監査委員事務局	0	—	—	—	—	—	—
区議会事務局	6	6	0	0	0	0	0
合計	361	235	82	6	5	2	31

「契約事業者からの下見積」が 235 件、65.10%で最も多く、次いで「契約事業者及び契約事業者以外からの複数下見積」が 82 件、22.71%である。

所管課への事前審査では、リース契約から再リース契約への移行において、再リース契約の支出予定金額の積算から当初リース料に含まれていた本体機器の搬入・設置・搬出・保守費用等が除外されているかの確認がなされていないものが見受けられた。

当初リース契約に含まれていた本体機器の搬入・設置・搬出・保守費用等を再リース契約で除いている場合は、当初リース契約時の一か月分あたりの費用より再リース契約一か月分の費用が安価になることが推測される。

したがって、所管課は再リース契約の支出予定金額の積算については、上述の点について十分に留意する必要がある。

3 リース契約において、競争性、公正性は確保されているか。

令和2年度における各部のリース契約の業者選定方法は、表4のとおりである。

表4 令和2年度における各部の当初リース契約の業者選定方法 単位：件

	合計	競争入札	特命随意契約	その他
政策経営部	26	24	2	0
総務部	31	26	5	0
危機管理室	6	6	0	0
区民文化部	26	22	3	1
産業経済部	7	7	0	0
健康生きがい部(保健所)	31	29	1	1
福祉部	18	18	0	0
子ども家庭部	22	22	0	0
資源環境部	55	54	1	0
都市整備部	11	11	0	0
土木部	26	25	0	1
会計管理室	0	—	—	—
教育委員会事務局	94	90	0	4
選挙管理委員会事務局	1	1	0	0
農業委員会事務局	1	0	0	1
監査委員事務局	0	—	—	—
区議会事務局	6	6	0	0
合計	361	341	12	8

リース契約では、「競争入札」が341件、94.44%で最も多く、次いで「特命随意契約」が12件、3.32%である。「その他」は、8件で2.22%であった。

「その他」については、入札の不調による再度の指名競争や随意契約になったものなどがあつた。

一部のリース契約においては、所管課が支出予定金額の積算時に徴取した下見積金額と契約金額が同額であり、かつ、下見積事業者と契約事業者が同一だったものが見受けられた。

第3 総括意見

区は、物品調達の方法の一つとして、リース契約の活用は欠かせないものとしてしている。

契約管財課は、所管課がリース契約により調達する事案について、リース契約の支出予定金額の積算は適切か、的確な指導・助言を行うことが必要である。

また、リース契約から再リース契約に移行する場合、再リース契約において、適正な再リース回数の基準や経費の積算は適切か、を整える必要がある。

再リース契約については、同一物件の再リース契約が適当であるかの考え方を定めることについて、契約管財課が関与して検討を進める必要がある。

なお、再リース契約を繰り返すものにおいて、当初リースの仕様や支出予定金額を示した契約及び支出についての決裁文書が廃棄されているものがあつた。再リース契約を継続している場合は、文書の保存方法についても基準を定めておく必要がある。

今年度の監査の結果において、リース契約の適正化に関する具体的な提言をまとめるには至らなかった。今後の定期監査等を通じ、さらに調査を進めていく必要がある。

令和3年度 特定項目監査結果報告書

「リース契約について」

(令和4年4月発行)

刊行物番号

R04-17

発行 板橋区監査委員事務局

住所 板橋区板橋二丁目66番1号

電話 03-3579-2662

再生紙を使用しています